

人吉市防災集団移転促進事業計画等策定支援業務委託 仕様書

1 業務名

人吉市防災集団移転促進事業計画等策定支援業務委託

2 業務の目的

令和2年7月豪雨災害に伴い、「球磨川水系流域治水プロジェクト」(以下「プロジェクト」という。)が令和3年3月に策定された。

本プロジェクトは、様々な取組の組み合わせにより球磨川流域全体で生命財産を守り、被害最小化に努めるものであるが、令和3年11月に、取組の1つである遊水地整備計画について、本市の中神町大柿、城本・段・馬場地区の一部が具体的な整備候補地として国から示された。

特に、中神町大柿地区においては宅地が多数存在しており、遊水地整備計画が具体化していく際には、他地域への住居移転が必要となる状況にあることから、本業務において、地区内の合意形成に向けた取組、移転候補地の検討、概算事業費の算定をはじめ、防災集団移転促進事業の活用を含めた事業計画の策定に早期に取り組むものである。

3 契約期間

契約締結日～令和4年12月28日(水)まで

4 業務内容

(1) 計画準備

本業務の実施に先立ち、業務目的及び内容を把握した上で業務計画書を作成し、業務の手順・工程及び遂行に必要な事項を企画立案する。

(2) 地区再生計画検討

大柿地区について、次項の地区会議を通じた住民意向を踏まえ、地区再生に係る方針や将来像(住まいの再建、生業の再建、生活基盤の整備、地域コミュニティ・暮らしの再生・活性化等)を定める地区再生計画を検討し取りまとめる。

(3) 地区再生計画づくりに係る地区再生会議開催支援(10回程度)

大柿地区について、地区再生計画づくりに係る地区再生会議(概ね月1回程度の開催を想定)の開催を支援し、住まいの再建意向の把握(会議内で把握又は意向把握調査票の配布・回収により把握)、地区再生に係る意向の把握、地区再生計画案の提示と住民意向の反映等、合意形成の支援を行うとともに、会議資料と記録の作成を行う。

※ 地区再生会議以外での住民個別対応は市側での対応を想定している。

(4) 防災集団移転促進事業に係る候補地概略検討等

地区再生計画を踏まえ、防災集団移転促進事業を始め、活用が想定される事業を選定するとともに

に、移転候補地について、現況条件調査、概略権利調査、概略土地利用計画・造成計画検討、概略事業費算定、開発許認可事前相談などの概略検討を行うほか、本市が策定している関連計画の改訂検討を行う。

※ 候補地については、市側から提示することを想定している。

(5) 住民に対する情報発信支援

地区再生会議の内容等を分かりやすく住民に周知していくための「たより」の作成を行う。

(6) 打ち合わせ

業務を遂行するに当たり、打合わせ（10回程度）を行うものとする。

(7) 追加業務について

項目（1）～（4）の検討等を踏まえ、以下業務を別途発注する可能性がある（今回の業務委託には含まないことに留意のこと。契約方法は未定。）。

① 集団移転促進事業計画の作成

「集団移転促進事業計画」に定める必要がある移転促進区域、住宅団地の整備、移転者に対する助成等、各項目について、市の政策・考え方や住民意向等を踏まえて検討し、「集団移転促進事業計画」として取りまとめる。

② 災害危険区域指定の検討

移転促進区域及び災害危険区域を指定する区域を、対象地における各種災害リスクを踏まえて検討する。

③ 関係機関協議

大柿地区における防災集団移転促進事業の実施に際し必要となる関係機関（国、県、市関係部署等）との協議を実施するに際し、必要となる資料や記録の作成、協議への同席を行う（開発許認可協議及び申請書作成を含む。）。

④ 地形測量

移転先の候補地（最大面積約2.5ha）について、基準点測量及び地形測量を行う。

⑤ 防災集団移転団地基本設計

移転先の候補地における住宅団地の整備について、基本計画（最大面積約2.5ha）の策定を行う。なお、基本計画には、住宅団地の用地取得価格の検討や造成方法の検討の他、同団地に併設して公営住宅を配置し大柿地区からの移転・入居を行う場合には、一体的な住宅団地として機能するような配置を検討するほか、国が示す運用ガイダンスを参考にした検討を行う。

5 提出書類

- (1) 本業務の着手に先立ち、受託者は、契約後速やかに次の書類を提出し、その承認を得ること。また、それらの変更についても同様とする。
 - ア 業務着手届
 - イ 業務実施計画書
 - ウ 業務工程表
 - エ 管理責任者及び主任担当者等届出書
 - オ その他当市が指示する関係書類
- (2) 業務内容に係る再委託が発生した場合は、業務再委託承認書を事前に当市へ提出し、承認を得ること。
- (3) 提出書類の様式は契約後に当市から提示する。

6 成果品

- (1) 成果品：
 - ア 業務内容に掲げる会議録及び会議資料、基礎資料、検討資料
 - イ 業務内容を総括した報告書（様式任意）
 - ウ 上記ア及びイの電子データ
- (2) 成果品の納品方法
 - ア 報告書はA4判カラー（両面印刷）で5部納品すること。
 - イ 電子データについては、汎用性が高く、修正できるファイル形式で作成すること。

7 権利・義務の譲渡・守秘義務

契約から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は貸与してはならない。また業務で知り得た内容を第三者に漏えいしてはならず、業務完了後も同様とする。

なお、業務で使用する各種データに含まれる個人情報、行政機密等の取り扱いについては紛失、漏えいのないようにしなければならない。

8 留意事項

この仕様書は、当市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、事業者の提案の内容を制限するものではない。

なお、業務内容については、決定した受託者の企画提案に応じ調整する場合がある。

9 その他

- (1) 受託者は、業務着手前に本調査に係る作業方針を提示し、当市の承諾を得ること。
- (2) 受託者は、本業務に関する参考事例を収集し、十分な事前調査を行うこと。
- (3) 受託者は、業務の遂行に際し技術論文等の文献その他の資料を引用した場合には、その出

典を報告書に明記すること。

- (4) 受託者は、本業務で収集した参考事例等資料を当市に提出すること。
- (5) 業務に必要な資料の収集に要する証明書・申請書等の交付は、受託者の申請による。
- (6) 受託者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。業務完了後もまた同様とする。
- (7) 本業務の執行等に伴う費用は、本仕様書等に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。
- (8) 本業務で得られた成果品の著作権、利用権は、ホームページへの掲載を含め当市に帰属する。
- (9) 本仕様書に明記されていない事項又は業務遂行に関して疑義が生じた場合は、当市と協議の上、その指示に従うこと。

(参考) スケジュールイメージ

時 期	内 容
令和4年 3月上旬から	委託業務開始
令和4年 3月下旬から	基礎調査・現状分析、地区再生会議開催
令和4年12月28日まで	委託業務完了